2

用語集

あ行

運動公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、都市住民全般を対象に主として運動のために利用することを目的とした公園。運動公園の敷地面積20~25%の範囲において陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、体育館等を適宜配置するものとされている。

NDVI値

NDVI 値とは、植物の活力度を表す値。NDVI 値は-1 から 1 までの範囲にあり、その値が高いほど植物の葉緑素が多く、光合成や蒸発散作用が活発に行われていることを示す。

か行

街区公園

都市計画で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離 250m、1カ所あたり面積 0.25ha を標準として設置される。

開発許可制度

都市計画法における開発行為に対する許可制度のことをいう。都市計画区域内において開発しようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。

環境負荷

エネルギー消費や二酸化炭素、廃棄物の排出など社会 経済活動がもたらす環境への影響、その量。

緩衝緑地

都市計画で大気の汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の 防止、もしくはコンビナート地帯などの災害の防止を図 ることを目的として、公害、災害発生源地域と背後の一 般市街地とを分離遮断するために設けられる緑地。

近隣公園

近隣住区に居住する者を利用の対象とし、幼児から高齢者まですべての年齢層に利用される。1近隣住区あたり1カ所を目標に誘致距離500m、面積2haを標準として設置される。

広域公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、主として一つの市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とした公園。広域公園の設計にあたっては、住民の週末型の屋外レクリエーション需要の実態を十分考慮して、多様性を有する各種のレクリエーション施設を有機的に配置するものとされている。

さ行

里山

人里周辺の低山や丘陵。燃料・肥料・食料・生活資材

等の調達などに必要な樹林で農地に続く森林、たやすく 利用できる森林。都市周辺の低山や丘陵も含まれる。植 生からみると、樹木林・アカマツ林などの各種二次林・ 小規模なスギーヒノキ植林・竹林などがある。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地を抑制すべき区域。

市民農園

自然とのふれあいを求める市民対し、その機会を等を 提供するために、レクリエーション活動として、農作業 の用に供するよう農地を一定区画に区分し、一定期間貸 し付ける農園のこと。

市民緑地

土地の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援するとともに、緑地の保全を推進するため、土地所有者からの申し出に基づき、地方公共団体又は都市緑地保全法第20条の6第項の規定に基づく緑地管理機構が当該土地の所有者と契約を締結して一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

総合公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、都市住民全般の休息、遊戲、運動等総合的な利用を目的とした公園。総合公園の設計にあたっては、休養施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路等を総合的かつ有機的に配置するものとされている。

た行

地球観測衛星 NOAA

米国海洋大気庁が運用する観測衛星

地区公園

近隣の上位のコミュニティ単位である地区を利用圏域として設けられる公園であり、普通4近隣住区単位が集合した地区(社会的、経済的生活行動の圏域あるいは文化的、精神的な連帯意識などによって分割される地域)

を配置に基礎単位とする。地区公園は、徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションのために設けられる公園であるが、都市規模、人口密度などによっては総合公園、運動公園の機能を持つ場合がある。また、震災・火災などの災害時に避難中継基地となる。誘致距離1,000m以内の範囲内で面積4haを標準として配置する。

特殊公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園などを総称して特殊公園という。

特別緑地保全地区

都市緑地法第12条に規定される地区で、以下に示すように都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

特別緑地保全地区に指定されると建築物その他工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成等が規制されるため、土地所有者の土地利用に著しい支障をきたす場合、都道府県、市町村等がその土地を買入れることとなる。現在、大分市には特別緑地保全地区の指定はない。

- ➤ 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため 必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切 な位置、規模及び形態を有するもの
- ▶ 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの
- ▶ 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健 全な生活環境を維持するために必要なもの
- ▶ 風致又は景観が優れているもの
- ▶ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

都市基幹公園

主として一の市町村の区域内の住民の安全で快適かっ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

都市公園

都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資

産の保存及び活用を図るための閣議決定を経て設置する 都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者に より当該区域内に設けられる公園施設を含む。

都市緑地法

「緑の基本計画」の根拠法である従来の都市緑地保全法を改正したもの。

都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、緑地保全地域における緑地の保全のための規制及び緑化地域における緑化率規制の導入、立体都市公園制度の創設などの措置が講じられている。

な行

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、土地の自然的条件及びその動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営に関する基本的条件の現況及び将来見通しに照らし、農業経営の近代化が図られる見込みが確実であることなどの用件を備えるものについて都道府県知事が指定する地域。

は行

ヒートアイランド現象

都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、 大気汚染等が原因となり、都市部が郊外に比べて気温が 高くなって等温線が島状になる現象。

風致公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、良好な水辺地、 樹林地の自然環境が残されている土地や、歴史的に意義 深い土地などを一体として取り込んだ公園。

風致地区

都市の風致(丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地を含む良好な自然環境のこと)を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都道府県知事が都市計画に定める地域地区。

保全配慮地区

都市緑地法第4条第2項に定められる緑地保全地域 及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地 の保全に配慮を加えるべき地区。市民緑地や条例による 保全措置等により、緑地の保全を図るべき必要があると 認められるものについて定められる。

ま行

ミティゲーション

事業の計画段階から環境への影響を回避、最小化、軽減あるいは代償措置を図るといった環境保全措置

ら行

緑化率

明確な区域境界を有する特定敷地の全面積に対する緑化地面積の割合。

緑化重点地区

都市緑地法第4条第2項に規定される「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことで、計画の目標を具体化するため、緑化の推進を優先的、重点的に行うモデルとなる地区のこと。このことにより、他地区や都市全体へ効果的、効率的に緑化を推進していくことが可能になる。

緑化重点地区の対象地区

- ▶ 都市のシンボルとなる地区
- ▶ 緑の少ない地区
- ▶ 風致の維持・創出が特に重要な地区
- ▶ その他、緑化推進に対し住民意識が高い地区

緑化施設整備計画認定制度

緑化重点地区に指定された場合など、民間の建築物の 屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定 することで、事業者等が緑化に関して税制面で優遇措置 を受けることができる制度

▶ 緑化施設

樹木や地被植物などの植栽と、花壇、敷地内の保全された樹木、自然的な水流や池、これらと一体となった園路、土留、小規模な広場、散水設備、排水溝、ベンチ等

▶ 対象地区

「緑化地域」及び「緑化重点地区」

> 対象建築物

全ての建築物

> 対象建築物の敷地面積

緑化重点地区内(地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域を除く)では1000 ㎡以上、緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内では300 ㎡以上

▶ 緑化面積の敷地面積に対する割合

20%以上

▶ メリット

緑化施設について、固定資産税の特例措置を 受けることができる。

- ■緑化重点地区内 課税標準5年間1/2
- ■緑化地域等内
- 緑化率規制対象建築物に係る緑化施設 課 税標準5年間1/3
- 緑化率規制対象外建築物に係る緑化施設 課税標準5年間1/2

緑化地域

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上 の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割 合以上の緑化を義務づける制度で、平成16年の都市緑地 保全法の改正により新たに加えられた制度。

指定の要件

- ▶ 用途地域が指定されている区域内
- ▶ 良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域

義務づけの対象となるのは、敷地面積が原則1,000 ㎡ 以上の建築物の新築又は増築で、建築物の緑化率を原則 として都市計画に定める緑化率の最低限度以上とするこ とが義務づけられる。また、緑化率の最低限度の上限は、 「敷地面積の25%」または「1- (建ペル率+10%)」の うち小さい値となり、これは都市計画に定める建築基準 関係規定とみなされ、建築確認の要件となる。

緑視率

日常生活の実感として捉えられる緑の量として、特定方法で撮影した写真の中に占める緑の割合。

緑地率

特定区域に占める緑地の割合。緑地には、都市公園などに該当する営造物たる緑地を意味する狭義の緑地と、都市公園のみならず、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林・河川、水面などのオープンスペースまで含める広義の緑地がある。都市計画法、都市公園法でいう緑地は狭義の緑地に該当し、都市緑地法でいう緑地は広義の緑地にあたる。本計画では、広義の緑地として扱っている。

緑地管理機構

緑地整備、管理について一定の能力を有するとして、都市緑地保全法第20条の6の規定により、都道府県知事から指定を受けた公益法人。緑地管理機構は、指定を受け、市民緑地の設置。管理主体、緑地の買い取り・管理主体、また、当該買い取り業務の一環として緑地保全地区内の土地の買い入れ・管理主体としての業務を行う。民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進等を図るため、制度化されたもの。

緑地協定

都市緑地保全法第 14 条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後にその区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

緑地保全地域

都市緑地法に規定される制度で、里地・里山など都市 近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行 為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら 保全する制度。緑地保全地域は、都市計画法における地 域地区として、都道府県、指定都市が計画決定を行う。

緑被率

特定区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地・草

地・農耕地・水辺地・公園緑地等、植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称。

歴史公園

都市公園法に基づく都市公園の1つで、文化財等の保護・活用を図り、歴史公園にふさわしい環境が形成されるよう必要な修景施設等を配置することとされている。